

串原田舎じまん館
指定管理者募集要項

令和 7 年 7 月
恵那市農林部農政課

目 次

1	施設の設置目的	1
2	施設の概要	1
3	指定管理者が行う業務	1
4	指定管理者の指定の期間	2
5	応募の資格	2
6	経理に関する事項	2
7	募集要項等の配布、見学会等に関する事項	2
8	申請に関する事項	3
9	指定管理者の募集及び選定スケジュール	4
10	管理の基準	4
11	備品等の扱いについて	5
12	指定管理料について	5
13	審査・選定に関する事項	5
14	指定管理者の指定及び協定に関する事項	6
15	留意事項	6
16	指定の取り消し等	7
17	業務の引継ぎ（次期以降も指定管理者制度を継続する場合）	7
18	問合せ先	7
別紙 責任分担表		

恵那市串原農林水産物処理加工施設条例（平成 16 年条例第 160 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定により、恵那市（以下「市」という。）は指定管理者を次のとおり公募します。

1 施設の設置目的

串原田舎じまん館は、地域農林水産物処理加工事業を行い、農林水産物の付加価値を高め、地域産業の活性化を図ることを目的に設置したものです。

2 施設の概要

施設名称	串原田舎じまん館
所在地	恵那市串原 1270 番地 1
構造	鉄骨平屋建瓦葺 1 棟
敷地面積	914.0 m ²
延床面積	196.5 m ²

3 指定管理者が行う業務

指定管理者が実施しなければならない業務は次のとおりとします。なお、指定管理者が第三者へ個別業務を再委託することは可能ですが、指定管理者の管理に係る業務を一括して再委託することはできません。再委託する場合はあらかじめ市長の承認を必要とします。

（１）施設及び設備の維持管理に関すること

- ア 施設及び設備並びに備品等が破損・消耗した場合で、指定管理者の責によるもの及び通常使用の状態が生じたものは、指定管理者が負担して修繕・補給等を行うこと。
- イ 光熱水費・消耗品等は、指定管理者の負担とします。
- ウ 上記以外や疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとします。

（２）自主事業の運営に関すること

- ア 自主計画の運営に関すること。
- イ 市民のニーズに係る有効な調査を実施し、事業の計画及び実施に反映されていること。

（３）利用者の安全の確保に関すること

- ア 利用者の安全対策、監視体制について、各種マニュアルを作成し、従業員を指導し、万一に備えて従業員を訓練すること。
- イ 緊急対策、防犯・防災対策等の安全を確保するための各種マニュアルを作成し、従業員を指導し、万一に備えて従業員を訓練すること。

（４）個人情報に関すること

個人情報保護の大切さを従業員に周知・徹底し、万一これが漏洩等した場合の対策を講じること。

（５）業務報告に関すること

- ア 年度終了後、4 月末日までに事業報告を提出すること。
- イ その他、市が必要とする報告書を提出すること。

（６）管理運営のための体制の整備に関すること

- ア 従業員の雇用等に関すること

（ア）統括責任者及び管理運営に係る全従業員（臨時職員を含む）の勤務形態については、労働基準・労働安全衛生法・その他労働関係法令を遵守し、管理運営に支障のないように配置すること。

（イ）従業員に対して、施設の管理運営に必要な研修を実施すること。

- イ 経理業務・受付業務・帳簿作成業務・その他体制の整備に必要な業務を実施すること。

(7) その他管理運営に関し必要な業務

必要な許可等の取得、監督官庁への届出業務、情報公開条例に基づく情報公開業務等、管理運営及び自主事業実施にあたって必要な手続き等は指定管理者が行うこと。

4 指定管理者の指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

5 応募の資格等

法人その他の団体（以下「団体」という。）で、対象施設の管理運営を行う上で人的及び物的管理能力を有している者（個人での申請は不可）とします。

複数の団体により構成されるグループ（以下「共同事業体」という。）による申請も可能です。その場合、代表団体を定めてください。グループ申請の構成団体は、単独で申請を行うことはできません。

ただし、次の各号のいずれかに該当する団体は、申請することはできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により市における一般競争入札等の参加を制限されている団体。
- (2) 法人税、消費税、地方消費税及び市税等を滞納している団体。
- (3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定に基づく更正手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続きをしている団体。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体。
- (5) 「恵那市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」（平成23年告示第1号）に基づく排除措置の対象となる団体。
- (6) 次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している団体。
 - ア 恵那市公の施設管理者選定委員会の委員
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する者）

6 経理に関する事項

本指定管理者業務にかかる収入及び支出については、他の会計とは区別すること。

7 募集要項等の配布、見学会等に関する事項

(1) 募集要項等の配布

募集要項等の配布を以下により行います。

配布期間：令和7年7月24日（木）～令和7年9月9日（火）

配布方法：市ホームページ<http://www.city.ena.lg.jp/>

募集要項等に係る質問は、質問受付期間内に所定の方法により行ってください。（詳細は、(3) 質問の受付を参照）

(2) 現地見学会

現地見学会を希望される方は、「18 問合せ先」までご連絡ください。

現地に係る質問は、質問受付期間内に所定の方法により行ってください。（詳細は、(3) 質問の受付を参照）

(3) 質問の受付

募集要項等又は現地の内容に関する質問を質問書（様式第4号）により以下のとおり受け付け

ます。

受付期間：令和7年8月25日（月）～令和7年8月27日（水）

提出場所：「18 問合せ先」に同じ

提出方法：質問書の提出は、FAX又は電子メールによる。

（4）質問の回答

質問に対する回答は、令和7年9月1日（月）～令和7年9月2日（火）に文書による通知及び市ホームページへ掲載により回答します。

8 申請に関する事項

（1）申請書の受付

申請書を以下のとおり受け付けます。

受付期間：令和7年9月3日（水）～令和7年9月9日（火）

受付時間：8時30分～17時15分（土日祝日は除く）

提出場所：「18 問合せ先」に同じ

提出方法：申請書類を上記の提出場所に直接持参してください。

※提出方法は直接持参に限ります。郵送・FAX・電子メール等による提出はできません。

（2）申請書類

申請書類は、原則A4サイズ縦長、横書きとします。

ア 指定管理者指定申請書（様式第1号）

イ 法人等の概要

- ・定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類。法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- ・代表者の身分証明書
- ・財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書、その他委員会が指示する書類
- ・本店等所在地の市町村民税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ・その他必要な事項に係る書類

ウ 串原田舎じまん館事業計画書（様式第2号）

エ 収支予算書（様式第3号）

オ 自主事業計画書（様式任意）

（3）留意事項

ア 接触の禁止

選定委員会委員、本市職員その他本件関係者に対して、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。

イ 複数申請・重複申請の禁止

1団体1申請とし、複数の申請（複数の共同事業体の構成員となる事を含む。）はできません。

ウ 提案内容変更・追加の禁止

一旦提出された申請書類の内容を変更・追加することはできません。

エ 虚偽の記載をした場合の取り扱い

申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

オ 市が提供する資料等の取扱い

指定管理者の募集にあたり、市が提供する資料等を、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、検討の範囲内であっても、市の方了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり内容を提示することを禁じます。ただし、以下の情報についてはその対象ではありません。

（ア）公知となっている情報

（4）申請書類の取り扱い

市に提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

申請者の提出する書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属します。ただし、市は指定管理者の選定の公表等必要な場合は、申請書類の内容を無償で利用できるものとします。なお、提出された申請書類は、恵那市情報公開条例（平成 16 年恵那市条例第 14 号）における「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となります。

(5) 申請の辞退

団体の倒産等の事情により、申請を辞退することが明白となった場合には、辞退届を提出してください。

(6) 期限の厳守

申請書類の提出期限は厳守してください。提出期限を過ぎた場合は申請書類の受付をしません。

(7) 資料提供

現地見学会等、定められた機会を除き、資料提供は行いません。応募者は、市が提供した情報及び独自に入手した情報で応募を行ってください。

9 指定管理者の募集及び選定スケジュール

1	募集要項等の公表・配布	令和 7 年 7 月 24 日（木）～令和 7 年 9 月 9 日（火）
2	現地見学会	令和 7 年 8 月 25 日（月）
3	質問の受付	令和 7 年 8 月 25 日（月）～令和 7 年 8 月 27 日（水）
4	質問の回答	令和 7 年 9 月 1 日（月）～令和 7 年 9 月 2 日（火）
5	申請書受付期間	令和 7 年 9 月 3 日（水）～令和 7 年 9 月 9 日（火）
6	第一次審査（資格審査）	令和 7 年 9 月 10 日（水）～令和 7 年 9 月 11 日（木）
7	第一次審査結果通知 （資格なしの場合のみ）	令和 7 年 9 月 12 日（金）
8	第二次審査（提案内容等の審査）※ 1	令和 7 年 9 月 16 日（火）～令和 7 年 9 月 19 日（金）
9	第二次審査後選定委員会協議会※ 2	令和 7 年 9 月 29 日（月）～令和 7 年 10 月 17 日（金）
10	選定結果の通知・公表	令和 7 年 10 月 20 日（月）～令和 7 年 10 月 24 日（金）
11	仮協定の締結	令和 7 年 10 月 20 日（月）～令和 7 年 10 月 24 日（金）
12	指定の通知	議会議決後
13	事務引継・トレーニング※ 1	令和 8 年 1 月～令和 8 年 3 月
14	基本協定の締結	令和 8 年 4 月 1 日
15	年度協定の締結	令和 8 年 4 月 1 日
16	指定管理開始	令和 8 年 4 月 1 日

※ 1 必要に応じて実施

※ 2 委員の予定により、日程変更有

10 管理の基準

管理業務仕様書等で定める管理の基準に従って、串原田舎じまん館の管理を行うものとします。

1 1 備品等の扱いについて

指定管理者に貸付ける備品等については市の所有とし、その使用及び保管は十分注意すること。指定管理者が、自らが購入・搬入し保管を要する備品等については、指定管理者の所有とします。ただし、その都度、市に報告すること。

1 2 指定管理料について

指定管理者に対する指定管理料については、0円とします。

1 3 審査・選定に関する事項

(1) 第一次審査（資格審査）

書類審査により資格審査を行います。申請資格がないと審査された場合のみ、令和7年9月12日（金）に応募者へ文書で通知します。

審査項目：「5 応募の資格等」に該当しているかを審査します。

(2) 第二次審査（提案内容等の審査）

第一次審査を通過した申請者について、串原田舎じまん館管理者指定管理者選定委員会（以下、選定委員会という。）を設置し、書類審査及びプレゼンテーションにより、指定管理者候補者を選定します。プレゼンテーションは各15分程度（パワーポイント使用可）を予定しています。詳しくは後日ご連絡します。

開催日：令和7年9月16日（火）～令和7年9月19日（金）

審査基準：提出された申請書類及びヒアリングの内容について、以下に示す審査項目により点数化し、各選定委員の合計得点平均の高い団体を指定管理者候補者とする。指定管理者は市と細目協議の上、恵那市議会にて予算の議決がなされた後に、管理に関する協定を締結するものとする。

審査項目（評価の視点）		配点	
		小計	合計
1. 利用者の平等な利用を確保できるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。		20	20
(1) 管理運営の方針	①方針が施設の設置目的に合致しているか。	5	10
	②団体の経営モラルは適切か。	5	
(2) サービス向上策 品質向上策	①利用者の利便を向上させる具体的な策があるか。	10	10
2. 当該公の施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。		25	25
(1) 清掃	①施設を清潔に維持できるか。	5	5
(2) 夜間警備・緊急時の対応策	①夜間や緊急時の対応策はとられているか。	5	5
(3) 機器、設備の保守点検・修繕	①機器、設備の適正な維持管理ができるか。	5	5
(4) 収支計画、経費縮減策	①経費の縮減及び効率的な管理運営のための創意工夫がみられるか。また、その内容は運営に支障がないか。	5	10
	②現実的な経費見積りがなされているか。	5	
3. 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有する団体等であること。		25	25
(1) 全体組織体制	①体制、配置は適正か。また、団体等としての施設管理の体制はどうか（施設現場に対する支援体制等）。	5	5
(2) 組織体制	①従業者の組織体制は適正か。	5	5

(3) 従業者研修方法	①従業者の指導育成、研修体制はどうか。	5	5
(4) 管理実績	①安定的な運営が可能となる団体等の管理実績はあるか。	5	5
(5) 経営状態	①安定的な運営が可能となる団体等の経営的基礎はあるか。	5	5
4. 公の施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有する団体であること。 (1次審査にて審査済)		—	—
合 計		70	70

(3) 選定委員会の概要

主な役割：串原田舎じまん館の指定管理者の選定に関すること。

委員：委員長－農林部長

副委員長－農政課長

委員－農政課長補佐、串原振興事務所長

(4) 選定結果の通知・公表

選定結果は応募者全員にお知らせし、市公式ウェブサイトへの掲載等により公表します。また、恵那市議会の議決により、指定管理者の指定が行われた後には、告示し、市公式ウェブサイトにてその旨を公表します。

1 4 指定管理者の指定及び協定に関する事項

(1) 仮協定の締結

市は、指定管理者候補者選定後、指定管理者候補者と仮協定を締結します。

(2) 指定管理者の指定

仮協定締結後、恵那市議会定例会の議決を経て、市は指定管理者候補者を指定管理者として指定します。

なお、恵那市議会が議決しなかった場合又は否決した場合においても、指定管理者候補者が田舎じまん館指定管理業務を実施するために支出した費用については、一切補償しませんのでご了承ください。

(3) 基本協定・年度協定の締結

恵那市議会にて指定管理者の指定を受けた団体は、市と基本協定及び年度協定を締結します。

ア 基本協定

指定期間の全期間にわたる管理業務実施にあたっての基本的事項を協議によって定め、協定を締結します。

イ 年度協定

指定管理料の額、その他指定期間中の各年度における詳細事項を協議によって定め、年度ごとに協定を締結します。

1 5 留意事項

(1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失効となることがあります。

- ・申請者の提出方法、提出先及び提出期限などが守られなかったとき。
- ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ・申請者が記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ・虚偽の内容が記載されているもの。
- ・本市職員並びに本件関係者に対して、本件提案についての接触の事実が認められたとき。

(2) 申請書類の取扱い

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は指定管理者の決定の公表等に必要な場合には、事業計画書等の内容が無償で使用できるものとします。

(3) 申請の辞退

申請書類提出後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出してください。

(4) 費用負担

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

(5) 情報公開

申請書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

1 6 指定の取り消し等

市は、次のいずれかに該当する場合には、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。また、指定を取り消された指定管理者は、指定管理料の全部又は一部を返還しなければなりません。

(1) 指定管理者が、条例、規則、協定書及び関係法令に違反したとき

(2) 指定管理者が正当な理由なく事業を履行しないとき、又は指定期間中に履行する見込みがないと判断したとき

(3) 指定管理者が事業の履行にあたり市の指示に従わず、又はその職務の執行を妨げたとき

(4) 「恵那市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく排除措置要請があったとき

(5) 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難と判断されるとき

(6) 当該施設を公の施設として廃止するとき

(7) その他市が当該指定管理者が管理を継続することが適当でないと認めるとき

1 7 業務の引継ぎ（次期以降も指定管理者制度を継続する場合）

(1) 指定管理者は、次期指定管理者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう、市が必要と認める引き継ぎ業務を実施していただきます。

(2) 次期指定管理者の選定にあたり、市の求めに応じて現地説明、資料の提供等、必要な協力をしていただきます。

(3) 引き継ぎに要する経費は、原則として、現指定管理者の負担とします。

1 8 問合せ先

恵那市農林部農政課農業振興係（恵那市役所西庁舎 3 階） 担当：稲垣

〒509-7292 恵那市長島町正家一丁目 1 番地 1

電 話：0573-26-6831（農林部農政課農業振興係）

F A X：0573-25-8933（農林部）

E-mail：nousei @city.ena.lg.jp

別紙

責任分担表

項目	NO.	責任分担の内容	負担者	
			市	指定管理者
募集要項、仕様書	1	募集要項、仕様書等、市が作成した内容の誤り、変更に関するもの	○	
応募	2	事業計画書等、指定管理者が提案した内容の不備、誤りに関するもの		○
	3	応募費用の負担		○
法令等の変更	4	施設管理・運営に影響を及ぼす特別な法令変更	○	
	5	一般的な法令変更		○
税制度の変更	6	施設管理・運営に影響を及ぼす特別な税制変更	○	
	7	一般的な税制変更		○
物価変動	8	人件費、物品費等の物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	9	金利の変動に伴う経費の増		○
許認可	10	許認可の遅延に関するもの（市が取得するもの）	○	
	11	許認可の遅延に関するもの（上記以外）		○
債務不履行	12	指定管理者の事業放棄・破綻によるもの		○
	13	市の方針変更、その他手続きの遅延などによるもの	○	
不可抗力	14	不可抗力（風水害、地震、火災、暴動その他の市又は指定管理者のいづれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う損害及び事業履行不能	○	
要求水準仕様未達	15	指定管理者の責めに帰すべき事由によるサービスの仕様・要求水準の不適合、未達		○
	16	市の責めに帰すべき事由によるサービスの仕様・要求水準の不適合、未達	○	
施設・設備・備品の修繕	17	経年劣化によるもの（1件50万円以上）	○	
	18	経年劣化によるもの（1件50万円未満）		○
	19	管理上の瑕疵によるもの		○
	20	日常的なもの		○
備品の購入	21	指定管理者の責めに帰すべき事由による設備・備品等の損傷、滅失時の購入		○
	22	市の責めに帰すべき事由による設備・備品等の損傷、滅失時の購入	○	
	23	指定管理者が設置したものの、経年劣化による設備・備品等の損傷、滅失時の購入		○
	24	市が設置したものの、経年劣化による設備・備品等の損傷、滅失時の購入	○	
利用者・住民対応	25	指定管理者の業務範囲内の内容等に対する利用者・住民からの苦情及び施設内における利用者間のトラブルへの対処		○
	26	上記以外の利用者・住民からの苦情及び利用者間のトラブルへの対処	○	
第三者賠償	27	指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合		○
	28	上記以外の事由により第三者に損害を与えた場合	○	
保険等の加入	29	施設の火災保険等の加入	○	
	30	利用者の事故に備えた保険等の加入		○